

地方税改革に関する4つの提言

平成25年6月26日
奈良県税制調査会

少子高齢化という大きな社会構造の変化の下、地方政府が住民から求められる役割を適切に果たすためには、急速に進む高齢化による社会保障の財政需要の増嵩に対応するため、税収が安定的で、税源の偏在性が小さい地方税財源の充実が不可欠である。

特に、個別の税目では、地方法人課税については、地方の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすく、また最も地域間格差が大きい税目という問題を抱えている。

※ 地方法人2税については、例えばリーマンショック前後（平成20年度と21年度の比較）では▲44%の減収となった他、平成23年度決算における都道府県別人口1人あたりの税収額で最大5.3倍の格差が認められる。

このような状況の下、今般の消費税率の引き上げにあたっては、比較的偏在性の小さい地方消費税について、1.2%の税率引き上げを行うこととされたところがあるが、これを機会として、地方消費税について2つ、地方法人課税について2つ、合わせて地方税改革に関する4つの提言を行うものである。

※ 今般の消費税法等の改正にあたっては、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」ことが、速やかに必要な措置を講ずる事項として法律に盛り込まれた（消費税法改正法第7条五ロ）ところ。

<第1の提言－社会保障目的となる地方消費税の清算基準の見直し>

まず、今般の地方消費税の引き上げ分については、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）等に充てることとされている（社会保障目的税化）。社会保障の給付に大きな役割を担っている地方政府が財政責任を果たす、すなわち住民に税率引き上げの説明責任を果たすためにも、引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすべきである。

この場合、最終消費支出と地方消費税収が異なる配分となることから、地方消費税の引き上げ分は「地方共同税」（地方税の一部を地方共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組み）として位置づけることが考えられる。

＜第2の提言－現行の地方消費税の清算基準の見直し＞

現行の地方消費税は、その清算基準が供給側の統計に依っていることから各地方の最終消費支出と清算後の地方消費税収は乖離が生じている。したがって、清算基準を最終消費支出の実態に合わせるべく、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すべきである。併せて地方消費税は地方固有の税であるとの性格を明確にし、地方全体で説明責任を果たすべきである。

※ 例えば、奈良県では県外購入割合が15.9%と全国1位となっており、その内訳も身の回り品、化粧品などの「その他の消費支出」や「被服及び履物」の比率が高くなっているなど、供給側の統計では正確な最終消費地の把握は困難と考えられる。

＜第3の提言－地方法人課税と地方消費税の税源交換＞

次に、安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化（税源交換）することを検討すべきである。

その際、税源交換による地方消費税の税率は法人税の景気変動を十分考慮したものにするとともに、引き上げ分については、社会保障の財政需要の増嵩という地方における財政需要を踏まえて社会保障財源化することも検討が必要である。

＜第4の提言－地方法人特別税制度の維持＞

また、今般の地方消費税率の引き上げについては、社会保障目的税としての性格を別としても、税源偏在の是正効果は不十分であることから、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされている地方法人特別税制度は当面維持されるべきである。将来的には、普遍性の高い地方税体系の実現に合わせてそのあり方を検討すべきである。